

第6章

計画の円滑な推進

1 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、民間団体や保健医療・福祉・介護・防災などにかかわる各機関との連携が必要です。従って、関係機関や市民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知をはかり、連携の強化、協力体制づくりをすすめていきます。

市内では、機動力と柔軟性を持って、多様化するニーズに応える市内の連携体制の構築を図り、目標の共有と施策レベルでの実行体制を確保していきます。

(2) 評価体制

本計画の進行管理については、「(仮称)八王子市健康医療計画推進会議」を始め、市内各部署とも協議し、進行状況について把握しながら評価・改善を行います。

また、計画期間内に市民意識調査等を実施し、事業が効果的に行われていたか評価するとともに、本計画の最終年度である令和 11 年度(2029 年度)には、計画期間全体の評価を行い、次期計画策定に反映します。

(3) 進行管理

本計画の進行管理は「PDCAサイクル」の考え方に基づいて行います。「PDCAサイクル」とは、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「見直し(Action)」それぞれの頭文字を取ったもので、業務やプロジェクトをすすめる上での進行管理を効率化し、質を向上するための考え方です。

この「評価(Check)」にあたっては、各種統計やデータ等により現状分析を行ったうえで施策の評価(指標の測定)を実施し、「見直し(Action)」につなげていくことで、基本目標ごとに設定した市民の望ましい状態(あるべき姿)の実現を目指します。

資料編

1 八王子市健康医療計画の指標一覧

施策	指標	現状値	目標値	
1-1-1	健康の維持・推進に心がけている市民の割合(食事などの栄養バランス)	58.2%	70.0%	
	健康の維持・推進に心がけている市民の割合(適度な運動)	63.7%	70.0%	
	65歳平均障害期間(男性)	1.40年	短縮	
	65歳平均障害期間(女性)	3.05年	短縮	
1-1-2	健康の維持・推進に心がけている市民の割合(各種定期健診(検診)の受診)	50.5%	60.0%	
1-1-3	年1回以上歯科検診を受診している者の割合	32.1%	50.0%	
	むし歯のない3歳児の割合(実績)	93.7%	増加	
1-1-4	がん検診精密検査受診率(上限69歳)	胃がん	100.0%	100.0%
		肺がん	95.4%	100.0%
		大腸がん	82.8%	100.0%
		乳がん	98.8%	100.0%
		子宮頸がん	97.2%	100.0%
	健康の維持・推進に心がけている市民の割合(各種定期健診(検診)の受診)【再掲】	50.5%	60.0%	
1-1-5	地域の人と交流したり、地域の活動に参加したりすることで、充実感や生きがいを感じる市民の割合	31.7%	40.0%	
	健康づくりサポーター養成者数	176人	236人	

施策	指標	現状値	目標値
1-1-6	居場所があると感じている市民の割合	59.8%	75.0%
1-1-7	居心地が良くあるきたくなるまちと感じている市民の割合	59.6%	75.0%
	健康の維持・推進に心がけている市民の割合(適度な運動)【再掲】	63.7%	70.0%
1-1-8	女性のやせの割合	17.4%	減少
	健康の維持・推進に心がけている市民の割合(各種定期健診(検診)の受診)【再掲】	50.5%	60.0%
1-1-9	子育てを支える環境が整っていると感じている子育て世帯の割合	54.3%	70.0%
1-2-1	食品衛生監視指導計画に基づく監視実績	64.5%	増加
	環境衛生監視指導計画に基づく監視実績	100.0%	維持
1-2-2	薬局への監視実績	80.2%	増加
1-2-3	健康危機管理に関する研修を受講した職員の割合	-	100.0%
1-2-4	子猫の殺処分数	0件(匹)	維持
	狂犬病予防注射接種率	73.4%	増加

施策	指標	現状値	目標値
2-1-1	かかりつけ医療機関を決めている人の割合	83.6%	85.0%
2-1-2	中核病院新規外来患者数における紹介率	76.9%	83.0%
2-1-3	中核病院及び南多摩病院の小児病床数の維持	68床	維持
2-1-4	医療安全支援センターへの相談件数	806件	700件
2-1-5	八王子市看護専門学校における看護師国家試験合格率	97.1%	100.0%
	八王子市看護専門学校における卒業生の市内就職率	78.8%	70%以上
2-2-1	市内救急搬送における市内医療機関への収容率	75.9%	82.0%
2-2-2	災害に備えた各種訓練の実施数	年6回	年9回
	健康危機管理に関する研修を受講した職員の割合【再掲】	-	100.0%
2-3-1	在宅医療当番医による救急患者対応件数	388件	500件
2-3-2	障害者歯科診療所の延利用者数	1,450人	1,800人
	在宅医療相談窓口の相談件数	330件	360件

2 用語集

あ行

○ 悪性新生物

細胞が無秩序に増えながら周囲にしみ込むように広がったり浸潤^{しんじゆん}、血管などを介して体のあちこちに飛び火して新しいかたまりを作ったり(転移)する腫瘍のこと。放っておくと全身に広がり、体にさまざまな悪い影響をもたらすため、ほとんどの場合、治療が必要となる。悪性新生物のことを「がん」ともいう。

○ 医療安全支援センター

医療法第6条の13の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市及び特別区により、日本全国に設置されている事業で、医療に関する苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言および情報提供等を行っている。

○ 飲酒習慣

継続的に週3回以上、1回に飲む量が日本酒1合(ビール中瓶1本(約500ml))以上の飲酒をすること。

○ HIV／エイズ

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)というウイルスに感染して免疫力が低下し、決められた様々な疾患を発症した状態をいう。HIVに感染して数週間後、インフルエンザに似た症状(発熱・筋肉痛・頭痛など)が現れる場合がある。その後、自覚症状のない時期が通常は数年続きますが、その間にも病気と闘う免疫力の低下が進行し、その後、日和見感染症(本来なら自分の免疫力で抑えられるような肺炎などの病気)を発症するようになる。

か行

○ 介護予防

心身機能の改善や環境の調整を通じて、高齢者の生活機能の向上や地域社会活動への参加をはかることにより、一人ひとりの生涯にわたる、生きがいのある生活・自己実現(QOLの向上)を目指すもの。

○ ゲートキーパー

厚生労働省が自殺対策で進めている事業の一つで、一人で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。

○ 健康づくりサポーター

市民が住み慣れた地域で、笑顔で、心豊かに、いきいきと生きがいをもって暮らせるように、住民の方と一緒に健康づくり活動を行う個人。

○ 口腔保健支援センター

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、都道府県、保健所設置市及び特別区が任意設置するもので、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨、障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策、歯科疾患の予防のための措置、口腔の健康に関する調査及び研究の推進等を実施するため、歯科医療業務に従事する方々へ情報の提供、研修の実施等の支援を行っている。

○ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

○ 高齢者の虚弱(フレイル)

「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す用語であり、要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

さ行

○ 災害医療コーディネーター

災害時に圏域内の医療情報を集約・一元化し、医療資源の配分、収容先医療機関の確保等の医療救護活動等を統括・調整等を行う医師のこと。

○ 歯周病

歯の周囲の汚れ(プラーク)のなかに含まれる細菌の毒素で歯ぐき(歯肉)に炎症が起き、歯を支える骨(歯槽骨)が溶けていく病気。

○ 周産期医療

周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいい、周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のことをいう。

○ 受動喫煙

喫煙者が吸っている煙だけではなくタバコから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールはもちろん多くの有害物質が含まれており、本人は喫煙しなくても身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙という。

○ 新興感染症

かつては知られておらず、公衆衛生上の問題となる感染症のこと。(新型インフルエンザ等感染症、指定感染症(当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。)及び新感染症)

○ 生活習慣病

生活習慣病とは、食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。日本人の死因の上位を占める、がんや心臓病、脳卒中は、生活習慣病に含まれる。

○ 摂食・嚥下(せつしょく・えんげ)

食物を認識してから口に運び、取り込んで咀嚼して飲みこむまでのこと。

た行

○ 多職種連携

医師・歯科医師・ケアマネージャー等、複数の領域における機関や専門職が各々の技術と役割を活かして共通の目標を目指す連携・協働。

○ 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、構築が推進される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

○ 中核市

地方自治法で定められている人口 20 万人以上という要件を満たす都市。(本市を中核市に指定する政令が公布された時点(平成 26 年 5 月)では、人口 30 万人以上が要件であった。)

○ 中核病院

高度に専門的な知識や経験が要求される等、実施に困難を伴う治験等を計画・実施できる専門部門及びスタッフを有し、基盤が整備された病院のこと。本市では、東京医科大学八王子医療センター・東海大学医学部付属八王子病院を指す。

○ 特定健康診査

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うもの。

○ 特定保健指導

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による効果が多く期待できると判定された人に対して行われる健康支援であり、対象者は、健診結果に応じて「積極的支援」、「動機づけ支援」、「情報提供」の3つに区分され、一人ひとりの身体状況や生活環境などに合わせて、医師・保健師・管理栄養士などの専門家が、生活習慣を見直すためのサポートを行う。

な行

○ 難病

発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病を指す。

○ 認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態(記憶障害、見当識障害、判断力の低下(中核症状)を引き起こす脳の認知機能障害)を指す。

○ 認知症まるごとガイドブック(認知症ケアパス)

自分が認知症かもしれないと思っている方、認知症と診断されてつらい思いをされている方、また、認知症の人を介護されている家族の方々が少しでも安心できるように、日々の生活で必要となる情報や八王子市で行われている取り組みをまとめたもの。

○ ネウボラ

フィンランド発の、妊娠・出産から子育て期まで保健サービスと子育て支援サービスが一体となったワンストップによる切れ目のないサポート体制のこと。本市では、この仕組みをモデルに、「八王子版ネウボラ」として市内3か所の保健福祉センターの保健師等が安心して子育てをスタートできるようお支援している。

は行

○ 8020(ハチマルニイマル)

厚生労働省と日本歯科医師会が提唱した、「80 歳になっても自分の歯を20 本以上保とう」という運動。

○ BMI(Body Mass Index)

肥満の判定に用いられる指標。体重(kg)÷[身長(m)]² で算出される。

18.5 未満=やせ 18.5~25.0 未満=標準 25.0 以上=肥満

○ 病診連携・病病連携

それぞれの医療機関の機能に応じて機能分化・連携により、効率の良い医療を目指すこと。具体的にはかかりつけ医が、先進的機器を備えた病院に患者を紹介し、病院は紹介された患者の検査や診察を優先的に行うほか、結果をかかりつけ医にフィードバックする等である。

○ ヘルスリテラシー

健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力のこと。

ま行

○ メタボリックシンドローム

内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態を指す。

○ メンタルヘルス

こころの健康状態を意味する。

ら行

○ 65 歳健康寿命

65 歳健康寿命(東京都保健所長会方式)とは、65 歳の人がある何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受けた年齢を平均的に表すものをいう。

65 歳健康寿命(歳)

=65(歳)+65 歳平均自立期間(年)

65 歳平均余命(年)

=65 歳平均自立期間(年)+65 歳平均障害期間(年)

(65 歳平均自立期間=16.1 年なら、現在 65 歳の人がある、平均的に 16.1 年間(81.1 歳まで)は、介護なく自立して生存するということ。)

(東京都保健医療局ホームページ 65 歳健康寿命の概要より)

○ レセプト

医療機関が保険者に提出する月ごとの診療報酬明細書のこと。

3 八王子市保健医療計画推進会議開催要綱

(目的)

第1条 「八王子市保健医療計画」(以下「計画」という。)を円滑かつ計画的に推進するとともに、八王子市における保健医療に関して総合的な見地から意見交換を行うため、八王子市保健医療計画推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。

(意見交換を行う事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 計画の進行管理及び評価に関する事。
- (2) 計画の重点課題に関する事。
- (3) 保健医療・福祉の総合的な推進に関する事。
- (4) 計画の策定に関する事

(構成)

第3条 推進会議の会議は、次の各号に掲げる参加者で構成される。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募市民
- (3) 保健医療、福祉、教育関係団体及び地域団体の代表者
- (4) 健康医療部長及び保健所担当部長

(開催期間)

第4条 推進会議の開催期間は、令和6年(2024年)3月31日までとする。

(座長)

第5条 推進会議に座長を置く。
2 座長は、健康医療部長とする。

(会議)

第6条 推進会議は、座長が招集する。

- 2 推進会議は、公開するものとする。ただし、座長の決定により公開しないことができる。
- 3 座長は推進会議の内容により、推進会議の参加者以外の者から意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は健康医療部健康医療政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、健康医療部長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年(2018年)4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年(2022年)8月1日から施行する。

4 八王子市保健医療計画推進会議名簿

	委員名	委員所属団体名
学識経験者	甲斐 裕子	明治安田厚生事業団 体力医学研究所
保健医療	鳥羽 正浩	八王子市医師会
保健医療	竹内 将人	八南歯科医師会 八王子支部
保健医療	新井 利男	八王子薬剤師会
福祉	山下 恵理子	八王子私立保育協会
福祉	乙幡 美紀 (内藤 弘美 令和5年 (2023年)3月31日まで)	八王子市地域包括支援センター
地域	峯尾 誠	東京都八王子食品衛生協会
地域	松村 豊子	健康づくりサポーター
地域	浜本 千恵	八王子市管理栄養士の会 ダイエタリー・フレンズ
教育	新庄 良輔	八王子市立小学校PTA 連合会
教育	荒井 雅則	八王子市市立中学校校長会
公募	柴田 勉	市民委員
公募	内田 ふじ子	市民委員
座長	菅野 匡彦	八王子市
副座長	鷹箸 右子	

5 八王子市保健医療計画庁内連絡会設置要綱

(設置目的)

第1条 健康増進法第8条2項に基づく「第4期八王子市保健医療計画」(以下「計画」という。)を円滑かつ計画的に推進するために、庁内における保健医療計画の取組みの検討を行うため「八王子市保健医療計画庁内連絡会(以下「連絡会」という)を設置し、関連所管との横断的な連絡体制を構築する。なお、連絡会は、学識経験者、関係団体代表者また市民委員で構成される「八王子市保健医療計画推進会議」と連携を図る。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について、協議し、検討する。

- (1) 計画の進行管理及び評価に関する事。
- (2) 第3期八王子市保健医療計画の最終評価に関する事。
- (3) 計画の重点項目の取組に関する事。
- (4) 計画の策定に関する事。
- (5) 保健医療・福祉の総合的な推進に関する事。

(構成)

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 連絡会に会長を置き、会長は健康医療部長とする。
- 3 連絡会の副会長は、保健所担当部長とする。
- 4 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

(会議)

- 第4条 連絡会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 3 会長は、内容に応じ連絡会構成員の中から一部の者を招集することができる。
 - 4 会長が必要と認めるときは、連絡会構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、健康医療政策課及び保健総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか連絡会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 26 年 8 月 11 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

6 八王子市保健医療計画庁内連絡会名簿

(八王子市保健医療計画庁内連絡会設置要綱第3条第1項に掲げる別表1)

健康医療部長	成人健診課長
	大横保健福祉センター長
	看護学校専門学校総務課長
保健所担当部長	生活衛生課長
	保健対策課長
市民活動推進部長	多文化共生推進課長
	男女共同参画課長
生活安全部長	防災課長
福祉部長	福祉政策課長
	高齢者いきいき課長
	高齢者福祉課長
	介護保険課長
子ども家庭部長	障害者福祉課長
	子どもの教育・保育推進課長
	青少年若者課長
子ども家庭支援センター館長	子ども家庭支援センター館長
農林振興担当部長	農林課長
環境部長	環境政策課長
都市計画部長	土地利用計画課長
	交通企画課長

学校教育部長	学校給食課長
	教育指導課長
生涯学習スポーツ部長	放課後児童支援課長
	スポーツ振興課長
	学習支援課長
事務局	健康医療政策課長
	保健総務課長

7 策定経過

(1)八王子市保健医療計画推進会議

項目	実施日	主な内容
第1回	令和5年(2023年) 7月3日	○「第3期八王子市保健医療計画」の進捗状況について ○「第4期八王子市保健医療計画」について ○「策定スケジュール」について
第2回	令和5年(2023年) 8月31日	○「第4期八王子市保健医療計画」の施策体系(案)について ○「第4期八王子市保健医療計画」の取組(案)及び評価指標(案)について
第3回	令和5年(2023年) 10月23日	○「第4期八王子市保健医療計画」の素案について ○今後のスケジュールについて
第4回	令和6年(2024年) 2月15日	○パブリックコメントの結果について ○八王子市健康医療計画の原案について ○今後のスケジュールについて

(2)八王子市保健医療計画庁内連絡会

項目	実施日	主な内容
第1回	令和5年(2023年) 5月30日	○「第3期八王子市保健医療計画」にかかる令和4年度実績及び評価について ○市民意識調査の結果について ○「第4期八王子市保健医療計画(令和6~11年度)」の策定について
第2回	令和5年(2023年) 7月26日	○「第4期八王子市保健医療計画」の施策体系(案)について
第3回	令和5年(2023年) 10月2日	○第4期八王子市保健医療計画の素案について ○その他
第4回	令和6年(2024年) 1月23日	○パブリックコメントの結果について ○八王子市健康医療計画の原案について ○今後のスケジュールについて

八王子市健康医療計画

発行：八王子市

編集：健康医療部健康医療政策課・保健総務課

〒192-8501

東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号

TEL 042-620-7292 Fax 042-621-0279（健康医療政策課）

E-mail b660100@city.hachioji.tokyo.jp